



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウエルライフ・梓峰
- 3 代表者の氏名
高山 紀 夫
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字島内332番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者に対する障害者グループホーム・ケアホーム、高齢者短期入所生活介護等の介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はらっぱの会
- 3 代表者の氏名
井 上 繁
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市大字伊那2002番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に精神の障害や病気を持っている人等に対して、作業所やグループホーム等の運営に関する事業を行うと共に、当事者、家族、支援者、一般市民等への相談や啓発に努め、よって地域福祉に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人のんびり
- 3 代表者の氏名
土 屋 左 京
- 4 主たる事務所の所在地
佐久市八幡75番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者や障害者など福祉サービスが必要とする人びと及びその家族に対して、介護、支援、予防、生活援助、啓発に関する事業を行い、もって地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
不法投棄廃棄物掘り出し・分別業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
平成19年10月15日から平成19年12月20日までのうち20日間
 - (4) 業務場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県生活環境部廃棄物監視指導課
電話 026 (235) 7203

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月9日 午前9時
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階110号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

廃棄物監視指導課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年9月27日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ときめきの街ショッピングモール
岡谷市長地権現町1-7-37ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社三公商事

岡谷市長地権現町4-4-1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所

ウエルシア関東株式会社
埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7

株式会社メガネトップ
静岡県静岡市伝馬町8-6

有限会社ジェイ・ピー・エス
諏訪市四賀1548-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年5月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,570平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 89台
- (2) 駐輪場の収容台数 25台
- (3) 荷さばき施設の面積 71平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 14立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ウエルシア関東株式会社	午前10時	午後10時
株式会社メガネトップ	午前10時	午後7時30分
有限会社ジェイ・ピー・エス	午前10時	午後7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後11時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前7時から午後8時まで
2	午前7時から午後8時まで
3	午前7時から午後8時まで

8 届出年月日

平成19年9月12日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成19年9月27日から平成20年1月27日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

権堂駅前ビル

長野市大字鶴賀字腰巻2196-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201

株式会社ヴォーグ

長野市権堂町2219

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人の場合)
長野電鉄株式会社	長野市権堂町2201	笠原 甲一
株式会社ヴォーグ	長野市権堂町2219	波羅 展衛

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人の場合)
長野電鉄株式会社	長野市権堂町2201	笠原 甲一
株式会社ヴォーグ	長野市権堂町2219	星野 敦子

4 変更した年月日

平成19年8月20日

5 届出年月日

平成19年9月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年9月27日から平成20年1月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第15条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成19年9月27日

長野県知事 村井 仁

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成17年 1月1日	長野県 第864号	加工家きんふん肥料	加工家きんふん肥料	窒素全量 3.0% リン酸全量 5.0% 加里全量 1.5% その他の規格 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	農事組合法人会田共同養鶏組合 長野県松本市会田1566番地

農業技術課

公告

平成19年 9月18日、川田土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年 9月27日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年 9月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 9月27日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び数量
別表のとおり
 - (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
平成19年11月22日
 - (4) 納入場所
長野県立須坂病院
 - (5) 入札方法
別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区

分が調達する物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院 事務局総務係
電話 026 (246) 5511

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 別表のとおり
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室
- (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成19年10月22日 午後5時（必着）
イ 場所 須坂市大字須坂1332（郵便番号 382-0091）
長野県立須坂病院 事務局総務係

(4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否
必要とします。

(8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達物品名	数量	入札及び開札の日時	等級区分
フィルムレス診断画像サーバー一式	1セット	平成19年10月23日 午前10時	A
フィルムレス診断画像参照用Web端末一式	8セット	平成19年10月23日 午前10時30分	A

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月27日

長野県須坂建設事務所長 田中利喜夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムインクライン点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

着手日から約50日間

(4) 履行場所

須坂市 豊丘ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去10年間に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂中繩手1699-11

長野県須坂建設事務所 総務課

電話 026(245)1670

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年10月11日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年10月4日(木)午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年9月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
11月8日(木)	午後1時から	南佐久会場	佐久市下小田切124-1 佐久市コスモホール	80名
11月11日(日)	午後4時まで	飯田会場	飯田市小伝馬町1-3541-1 長野県飯田創造館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課